

## 1 研修の目的

社会福祉法人幸清会が実施する訪問介護員（ホームヘルパー）養成講座は、介護員養成研修実施要項（制定 平成 12 年 4 月 20 日地福第 112 号北海道保健福祉部長通知、改定 平成 18 年 10 月 16 日福祉第 2057 号）に基づき、訪問介護員（ホームヘルパー）として必要な知識及び技能に関する専門研修を行い、高齢社会に対応する人材の育成とその有資格者として必要な人格の形成と涵養に努め、地域社会に貢献し得る訪問介護員（ホームヘルパー）を養成することを目的とする。

## 2 研修の名称

社会福祉法人幸清会ホームヘルパー研修

## 3 研修の要旨

研修 課程	事業所の 所在地	研修 形態	修業 年限	研修 期間	定員 (人)	受講料 (円)	受講対象者
2 級	洞爺湖町	通信	8 月	6 月	30 名	63,000 円	一 般
2 級	洞爺湖町	通信	8 月	6 月	30 名	31,500 円	幸清会・ 大滝福祉会・ 譲仁会 職 員
2 級	伊達市	通信	8 月	6 月	30 名	63,000 円	一 般
2 級	伊達市	通信	8 月	6 月	30 名	31,500 円	幸清会・ 大滝福祉会・ 譲仁会 職 員

## 4 受講手続き

## (1) 募集の時期

開講の 2 ヶ月前より新聞広告等により募集を開始し、受講開始の 1 週間前に締め切る。

又は、定員になり次第締め切る。

## (2) 受講料納入方法

受講希望者から申し込みを受け、書類審査後、受講決定通知を発行するので、通知受理後に指定の金融機関へ振り込む。

## (3) 受講料返還方法

受講前については、本校の都合により研修を中止した場合、及び定員に達した後の振り込みに関しては、振り込み料を差し引いた額を返還する。

## 5 カリキュラム

別紙 のとおり

## 6 研修の免除

次に該当する者は、教科目の一部を免除する。申請書 別紙

現に訪問介護員として従事している者または受講前 3 年以内に訪問介護員として従事していた者のうち、6 月以上の経験を有するもの。

免除科目：ホームヘルプサービス同行訪問

現に特別養護老人ホームなどの入所施設で介護業務に従事している者又は受講前 3 年以内に特別養護老人ホームで介護業務に従事していた者のうち、6 か月以上の実務経験を有する者。

免除科目：介護実習

現に在宅サービス施設で介護業務等に従事している者又は受講前 3 年以内に在宅サービス施設で介護業務等に従事していた者のうち、6 か月以上の実務経験を有する者。

免除科目：在宅サービス提供現場見学

介護サービス技能審査に合格したもの（介護サービスアテンドサービス士）  
現在または受講前3年以内に、週1回以上の継続した訪問介護又は週1日（3時間）以上の継続した在宅施設介護の勤務経験が1年以上の者。

免除科目：共感的理解と基本的態度の形成

：基本介護技術

：レクリエーション体験学習

：全ての実習科目

（ホームヘルプサービス同行訪問・介護実習・在宅サービス提供現場見学）

訪問介護員3級有資格者

免除科目：共感的理解と基本的態度の形成

：レクリエーション体験学習

：在宅サービス提供現場見学

## 7 主要テキスト

2級課程 ホームヘルパー講座2級課程テキスト （株）日本医療企画 発行

## 8 修了認定

### （1）出欠の確認方法

各教科の開始前に講師が点呼により出欠の確認を行う。

また、各教科終了後に受講確認簿に講師より押印を行う。

### （2）成績の評定方法

（ア）通信の演習・実習については、成績の評価は行わない。

（イ）通信の講義（添削科目）については、A（80点以上）、B（70点から79点）、

C（60点から69点）、D（60点未満）の4段階とし、C以上を合格とし、D評価者については再提出とする。

### （3）修了の認定方法

訪問介護員（2級）養成研修の演習・面接及び実習については、研修教科の全てに出席しなければならない。ただし、欠席した教科については、本校の指定する講座を受講することにより、出席したものとして扱う。通信の講義（添削科目）については、研修科目の試験（レポート）に合格しなければならない。ただし、不合格の評定を受けた者は、所定の課題により、再試験に合格しなければならない。

### （4）修了証明書

修了が認定された者には、別紙 の修了証明書を交付する。

## 9 補講の取り扱い

（1）スクーリングは、欠席した日と同じ演習を、期間内で行うほかの実施日に受講する。

（2）実習は施設等が指定する他の日に振替えて行う。

（3）費用は特別には徴収しない。

## 10 退学規定

（1）受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。

（2）受講者が本校の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくして出席が常でない者。

エ 研修の秩序を乱している者。

オ 介護者としての一般常識や適性に欠ける者。

## 11 講師

別紙 添付3号様式

## 12 実習施設

別紙 添付5号様式